

# 新型コロナワクチン接種について

VOL26

令和5年5月8日から開始された『令和5年春開始接種』の接種券一体型予診票の発送時期についてお知らせします。

**過去に送付した接種券一体型予診票を使用せずにお持ちの方は、発行対象にはなりません。**

お手元にある接種券一体型予診票をご使用ください。紛失された方は再発行申請をお願いします。

前回接種日	発送予定日
～令和4年11月18日	令和5年5月12日(金) ※発送済
令和4年11月19日～11月25日	令和5年5月19日(金) ※発送済
令和4年11月26日～12月1日	令和5年5月26日(金) ※発送済
令和4年12月2日～12月8日	令和5年6月2日(金)
令和4年12月9日～12月15日	令和5年6月9日(金)
令和4年12月16日～12月30日	令和5年6月16日(金)
令和5年1月5日～1月31日	令和5年6月23日(金)
令和5年2月1日～3月31日	令和5年6月30日(金)
令和5年4月1日以降	前回接種日から3か月経過以降順次発送

令和5年春開始接種 は、一人1回限り受けることができます

対象は、以下を全て満たす方です。

- 初回接種(1回目・2回目)が完了している方
  - ・追加接種(令和4年秋開始接種を含む3回目以降の接種)を受けたかどうかは問いません。
- 以下の(1)～(3)のいずれかに該当する方
  - (1)65歳以上の方 (2)5～64歳で基礎疾患を有する方 (3)医療従事者等及び高齢者施設等の従事者
- 前回の接種から3か月以上経過している方

令和5年春開始接種の対象に該当する方で、上記の発送予定日を過ぎても接種券が届かない場合は、健康ほけん課までご連絡ください。



## 接種を受ける際の同意

- 新型コロナワクチンの接種は、市民の皆さまに接種を受けていただくようおすすめしていますが、接種を受けることは強制ではありません。接種を受ける方の同意がある場合に限り接種が行われます。
- 16歳未満の方の場合は、原則、保護者(親権者または後見人)の同伴と予診票への保護者の署名が必要です。署名がなければワクチンの接種は受けられません。なお、松浦市では、17歳以下の方の接種の際は保護者の同伴をお願いします。
- 職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをすることのないようお願いいたします。

## 予防接種健康被害救済制度

一般的に、ワクチン接種では、副反応による健康被害(病気になったり障害が残ったりすること)が起こることがあります。極めて稀ではあるものの、なくすことができないことから、救済制度が設けられています。

救済制度では、予防接種によって健康被害が生じ、医療機関での治療が必要になったり、障害が残ったりした場合に、予防接種法に基づく救済(医療費・障害年金等の給付)が受けられます。

\*令和5年度のコロナワクチン接種費用は**無料**です。

裏面もご覧ください。

令和5年5月8日から

## 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症になりました

基本的感染対策について、政府から一律に対応を求められることはありません。感染対策の実施については、個人・事業者の判断が基本となります。

### 基本的感染対策の考え方

個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断にゆだねられます。

#### ◆マスクの着用を推奨する場面

#### マスクの着用

○受診時や医療機関・高齢者施設等を訪問する時

○混雑した電車・バスに乗車する時

○重症化リスクの高い方(高齢者・基礎疾患のある方・妊婦)が感染拡大時に混雑した場所に行く時



#### 手洗い等の手指衛生・換気

一律に求められることはありませんが、基本的感染対策として引き続き有効です。

#### 「三つの密」の回避 「人と人との距離の確保」

一律に求められることはありませんが、流行期において、高齢者等重症化リスクの高い方は、換気の悪い場所や、不特定多数の人がいるような混雑した場所、近接した会話を避けることが感染防止対策として有効です。避けられない場合はマスク着用が有効です。

### 医療機関の受診について

発熱など、コロナ感染の疑いがある場合も、通常の疾患と同様に、かかりつけ医を含め、お近くの医療機関に連絡して受診をお願いします。

受診に関する相談窓口

令和5年9月30日まで開設予定

長崎県受診・相談センター ☎0120-071-126(24時間対応)

### 感染した場合の考え方

#### ■外出を控えることが推奨される期間

特に発症後5日間が他人に感染させるリスクが高いことから、発症日を0日目として5日間は外出を控える。

5日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、痰やのどの痛みなどの症状が軽快して24時間程度が経過するまでは、外出を控え様子を見ることが推奨される。症状が重い場合は、医師に相談する。

#### ■周りの方への配慮

10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、不織布マスクを着用したり、高齢者等ハイリスク者と接触は控える等、周りの方へうつさないよう配慮する。発症後10日を過ぎても咳やくしゃみ等の症状が続いている場合には、マスクの着用など咳エチケットを心がける。

#### ■家族が感染した場合

可能であれば部屋を分け、感染されたご家族のお世話はできるだけ限られた方で行うことなどに注意する。その上で、外出する場合は、新型コロナにかかった方の発症日を0日として、特に5日間ご自身の体調に注意する。7日目までは発症する可能性があるため、手洗い等の手指衛生や換気等の基本的感染対策のほか、不織布マスクの着用や高齢者等ハイリスク者と接触を控える等の配慮をしましょう。

### ワクチン接種に関する各お問い合わせ先 ※番号をお確かめの上、お間違えのないようご注意願います。

接種手続等の一般的な問合せ  
(予約はできません)

副反応等の専門的な問合せ

接種券の発行等

松浦市コールセンター

長崎県コロナワクチンコールセンター

松浦市役所健康ほけん課

095-821-4601

電話:0120-764-060 24時間(土日祝含む)

0956-72-1111

月～金曜日 9時～17時

FAX:0800-080-6976(聴覚障害者向け)

月～金曜日 8時30分～17時15分